

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
講座・教室等の参加を取り止めたお客様へ

【参加料の還付について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対象期間における
講座・教室等の参加を取り止めたお客様には、**取り止めた回数分の
参加料を還付**しております。還付請求の申請には期限がございます
ので、お早めにお手続きいただきますようお願い致します。

還付請求受付期限

令和 6 年 3 月 3 1 日 (日) まで

対象期間

令和 2 年 3 月から

令和 5 年 5 月 7 日 (日) までのご参加分